京都市
CITY OF KYOTO

第二部

災害時の医療救護活動に係る基礎知識

保健福祉局　健康長寿のまち・京都推進室
健康長寿企画課

内容

基礎知識

1　災害対策の基本となる法的根拠
2　災害時の医療体制と保健所の役割

基礎知識１

災害対策の基本となる法的根拠

主な災害対策関係法律

出典：立法と調査　2018. 9　No. 404

災害対策基本法の概要

出典：内閣府　防災情報のページ

国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護し、もって、社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする

1．防災に関する理念・責務

○災害対策の基本理念　ー「減災」の考え方等、災害対策の基本理念

○国、都道府県、市町村、指定公共機関等の責務　ー防災に関する計画の作成・実施、相互協力等

○住民等の責務　ー自らの災害への備え、生活必需品の備蓄、自発的な防災活動への参加等

2．防災に関する組織ー総合的防災行政の整備・推進

○国：中央防災会議、特定・非常・緊急災害対策本部

○都道府県・市町村：地方防災会議、災害対策本部

3．防災計画ー計画的防災対策の整備・推進

○中央防災会議：防災基本計画

○指定行政機関・指定公共機関：防災業務計画

○都道府県・市町村：地域防災計画　○市町村の居住者等：地区防災計画

4．災害対策の推進

○災害予防、災害応急対策、災害復旧という段階ごとに、各実施責任主体の果たすべき役割や権限を規定

○市町村長による一義的な災害応急対策（避難指示等）の実施、大規模災害時における都道府県・指定行政機関による応急措置の代行

5．被災者保護対策

○避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の事前作成

○災害時における、避難所、避難施設に係る基準

○広域避難、物資輸送の枠組み

○罹災証明書、被災者台帳の作成を通した被災者支援策

6．財政金融措置

○法の実施に係る費用は実施責任者負担

○激甚な災害に関する、国による財政上の措置

7．災害緊急事態

○災害緊急事態の布告　⇒　政府の方針（対処基本方針）の閣議決定

○緊急措置（生活必需物資の配給等の制限、金銭債務の支払猶予、海外からの支援受入れに係る緊急政令の制定、特定非常災害法の自動発動 等）

災害救助法の概要

出典：内閣府「災害救助法の概要　令和2年度」

1. 目　的

○ 災害に対して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、**応急的に、必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図ること。**

2. 実施体制

○ 法に基づく救助は、都道府県知事が、**現に救助を必要とする者**に行う。（法定受託事務）
○ 必要に応じて、**救助の実施に関する事務の一部を市町村長へ委任できる。**
○ 広域的な大規模災害に備えて、あらかじめ他の都道府県と協定を締結したり、発災後に速やかに応援要請できる体制を整えておくことが望ましい。（応援に要した費用については、被災県に全額求償可能）

3. 救助の種類

○ 避難所の設置
○ 応急仮設住宅の供与
○ 炊き出しその他による食品の給与
○ 飲料水の供給
○ 被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与
○ 医療・助産
○ 被災者の救出
○ 住宅の応急修理
○ 学用品の給与
○ 埋葬
○ 死体の捜索・処理
○ 障害物の除去

4. 適用基準

○ 災害により市町村等の人口に応じた一定数以上の住家の滅失（全壊）がある場合（令第１条第１項第１号～第３号）
○ **多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、避難して継続的に救助を必要とする場合等（令第１条第１項第４号）**

出典：内閣府「災害救助法の概要　令和2年度」

災害対策法制上の位置づけ

○ 我が国の災害対策法制は、災害の予防、発災後の応急期の対応及び災害からの復旧・復興の各ステージを網羅的にカバーする「災害対策基本法」を中心に、各ステージにおいて、災害類型に応じて各々の個別法によって対応する仕組みとなっており、**「災害救助法」は、発災後の応急期における応急救助に対応する主要な**法律である。

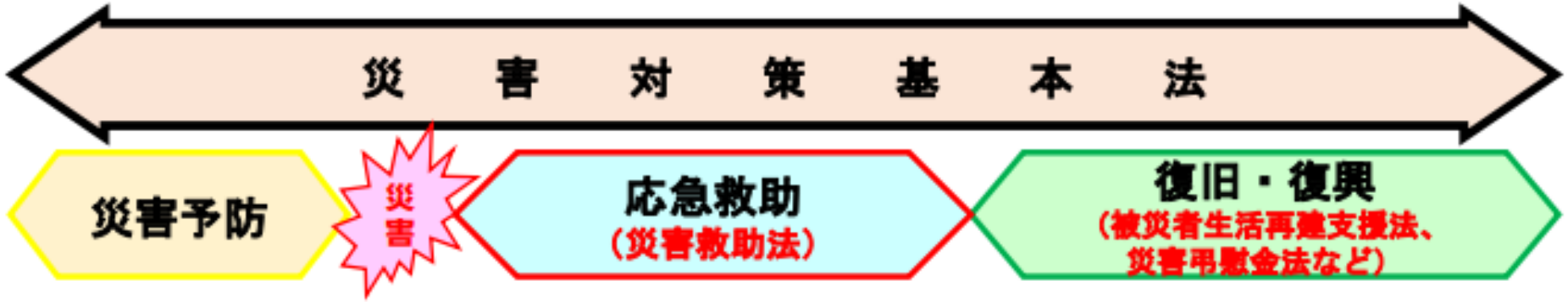

3. 災害救助法の適用でどう変わる？

		市町村（基礎自治体）	都道府県
救助法を**適用しない場合**		**救助の実施主体** （基本法５条）	救助の後方支援、総合調整 （基本法４条）
救助法を**適用した場合**	救助の実施	都道府県の補助 （法１３条２項）	**救助の実施主体**（法２条） （救助実施の区域を除く（法２条の２）））
	事務委任	**事務委任を受けた救助の実施主体** （法１３条１項）	救助事務の一部を市町村に委任可 （法１３条１項）
	費用負担	費用負担なし （法２１条）	掛かった費用の最大100分の50 （残りは国が負担）（法21条）

災害救助法における救助実施市への指定

京都市は、令和2年4月1日に、災害救助法における救助実施市への指定を受けています。

＊救助実施市制度とは・・・

一定規模以上の災害が災害救助法で適用された場合、一般的に法による救助は都道府県が実施し、市町村はこれを補助することとなる。

・国が指定する救助実施市は、救助の実施主体として被災者の救助が可能となる。

ただし、医療救護に係る外部支援の要請や配分については、京都府が一元化して行うことと取り決めている。

災害関連法令及び計画に基づく対策

保健所・市町村の活動は、災害対策基本法に基づく地域防災計画に規定され、発災後は、災害救助法に従い被災者の保護にあたる。

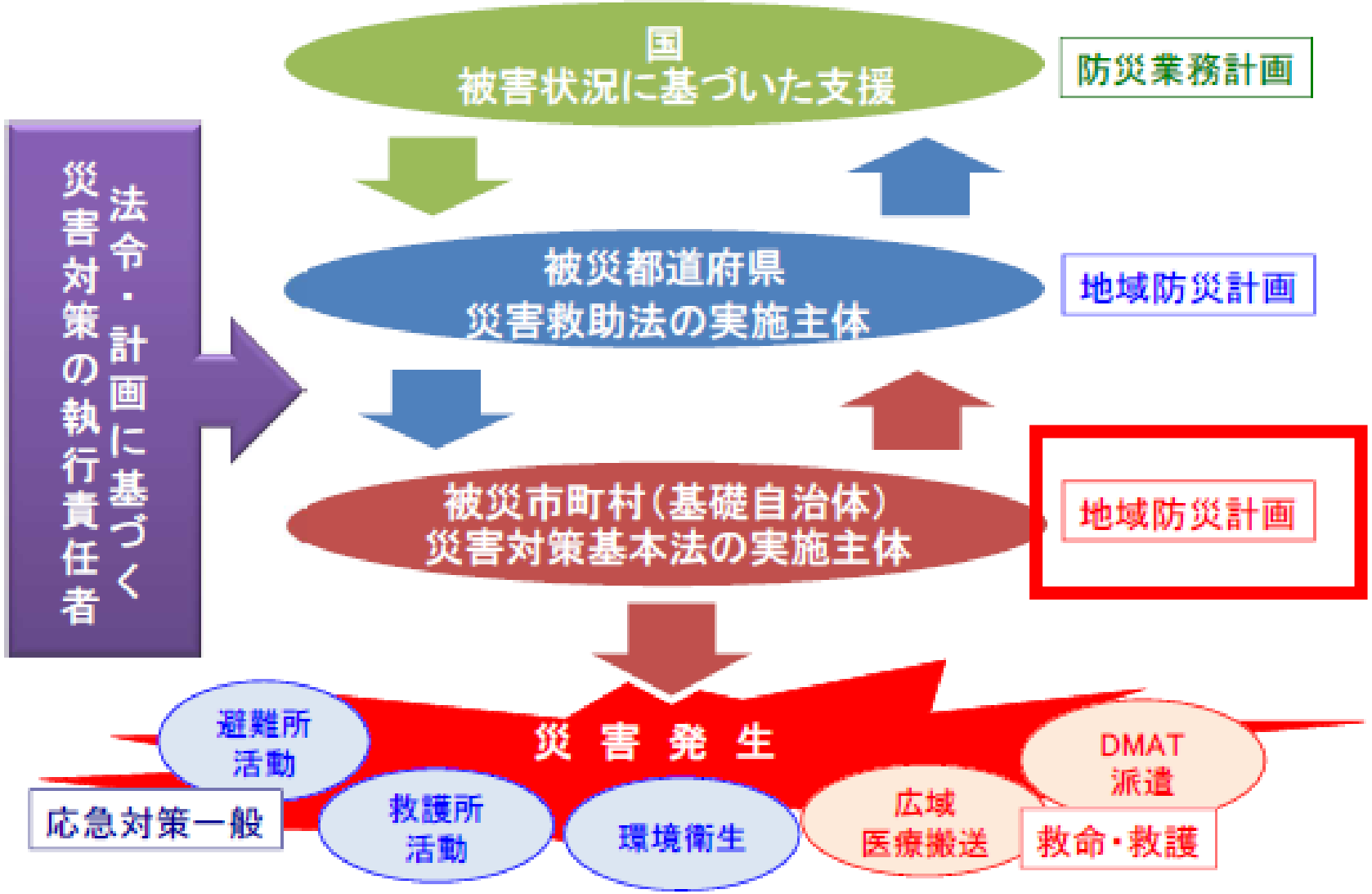

出典：厚生労働省健康局健康課地域保健室「災害時健康危機管理支援チームについて　DHEATとは？」

京都市地域防災計画

京都市情報館
Kyoto City Official Website

市役所へのアクセス　組織一覧　サイト内検索

トップページ | 暮らしの情報 | 観光・文化・産業 | 健康・福祉・教育 | まちづくり | 市政情報

現在位置： トップページ ▸ 暮らしの情報 ▸ 防災 ▸ 京都市地域防災計画

京都市地域防災計画

- 京都市の避難所，広域避難場所，避難救助拠点一覧（2022年5月27日）
- 京都市地域防災計画（令和3年12月13日修正） 外部リンク （2018年5月11日）

防災

- 広報資料・お知らせ
- 京都市防災ポータルサイトのページへ 外部リンク
- 弾道ミサイルの落下時の行動等について 外部リンク
- 災害危険情報（浸水履歴・土砂災害警戒区域など）
- 京都市防災マップ（水災害・地震・土砂）
- 避難場所等
- 地震対策

- 一般災害対策編
- 震災対策編
- 事故対策編
- 原子力災害対策編
- 資料編

震災対策編

- 第1章　総則
- 第2章　災害予防計画
- 第3章　災害応急対策計画
- 第4章　災害復旧計画
- 第5章　南海トラフ地震防災対策推進計画

第3章　災害応急対策計画
第9節　医療救護活動

具体的活動手順をまとめたものとして、

京都市医療救護活動マニュアル（震災対策編）

保健班の活動内容を示すものとして、

京都市保健福祉部保健班活動マニュアル

を作成

第９節　医療救護活動

■ 基本方針

震災時における医療救護活動は，災害拠点病院や災害発生後も機能している医療機関のほか，被災の状況に応じ，京都府や京都府医師会等の関係機関と連携し，負傷者が多数発生した災害現場や，負傷者が救到する医療機関，大規模な避難所等に救護班を派遣することにより行う。重傷患者等や医療機関の被災により医療が受けられなくなった入院患者等については，後方医療施設（災害拠点病院，救急告示医療施設，その他の病院などのうち，被災を免れたすべての医療機関。）へ搬送する。
また，他都市等からの広域応援も含めた救護班の派遣，重傷患者の後方搬送，医薬品，医療機器の調達，関係機関相互の連携，ヘリコプターによる搬送体制の整備，緊急輸送等，災害医療全体のコーディネート体制の運用を進める。さらに，災害拠点病院における対応や，被災地外の医療機関との連携など段階的な応急救護体制の運用を図る。
なお，災害救助法が適用された場合における保健医療については，同法に基づき実施する。

■ 実施責任者　：　保健福祉部長

■ 役割分担

応急対策項目	担　当	分　担　内　容
9.1 救急医療のコーディネート体制を整える	救急医療調整チーム（保健福祉部医療調整班）	(1) 救急医療調整チームの救急医療コーディネート 9.1.1 消防部長と連携し，本部内に救急医療調整チーム（保健福祉部医療調整班）を組織する 9.1.2 京都府や関係機関と緊密に連携し，救急医療活動の調整を図る 9.1.3 関係機関の参加を求めて，救急医療活動の調整を図る
	区本部	(2) 区本部の救急医療コーディネート 9.1.4 管轄区域内の医療救護活動の調整を実施する
9.2 医療機関の被害状況を把握する	救急医療調整チーム（保健福祉部医療調整班）	9.2.1 重傷患者等の受入れ可能な医療機関を把握する 9.2.2 京都府医師会等から医療機関の被害情報を収集する
	区本部	9.2.3 人的被害の発生状況の情報を収集する 9.2.4 管轄区域内の医療機関の被害情報を把握する
	保健福祉部医療調整班	9.2.5 京都府，京都府医師会等と連絡を取り合い，逐次状況把握を行う 9.2.6 被災を免れた医療機関にできるだけ患者受入れを要請する
9.3 救護班の派遣調整を行う	救急医療調整チーム（保健福祉部医療調整班）	
9.4 救護所を設置する	保健福祉部医療調整班	9.4.1 救護所は，特に傷病者の多い避難所に設置することとし，具体的な設置場所は，京都府，本部，区本部等と協議のうえ決定する 9.4.2 保健福祉部医療調整班は，京都府，京都府医師会をはじめとする関係機関との緊密な連携の下，救護所の運営に当たる救護班を派遣する 9.4.3 保健福祉部医療調整班は，救護所の開設を市民に公表する 9.4.4 保健福祉部医療調整班は，救護所設置の必要性がなくなったと認められる場合は，救護所を閉鎖する

基礎知識２

災害時の医療体制と
保健所の役割について

東日本大震災後の「災害医療等のあり方に関する検討会」を受けて

災害時における医療体制の充実強化について

厚生労働省医政局長通知（平成24年3月21日）

1．地域防災会議等への医療関係者の参加の促進
2．災害時に備えた応援協定の締結
3．広域災害・救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）の整備
4．災害拠点病院の整備
5．災害医療に係る保健所機能の強化
6．災害医療に関する普及啓発、研修、訓練の実施
7．病院災害対策マニュアルの作成等
8．災害時における関係機関との連携
9．災害時における死体検案体制の整備

広域災害・救急医療情報システム
(EMIS：Emergency Medical Information System)

目的
・災害時に被災した都道府県を越えて、被災した医療機関など
　災害医療に関わる情報の共有
・被災地域での迅速かつ適切な医療・救護に関わる各種情報を集約・提供

機能
・災害時に最新の医療資源情報を関係機関（都道府県、医療機関、消防等）
　へ提供
・超急性期の診療情報（緊急情報）を即時に集約、提供
・急性期以降の患者受入情報（詳細情報）等を随時集約、提供
・ＤＭＡＴ指定医療機関から派遣されるＤＭＡＴの活動状況の集約、提供

出典：広域災害救急医療情報システム：HOME

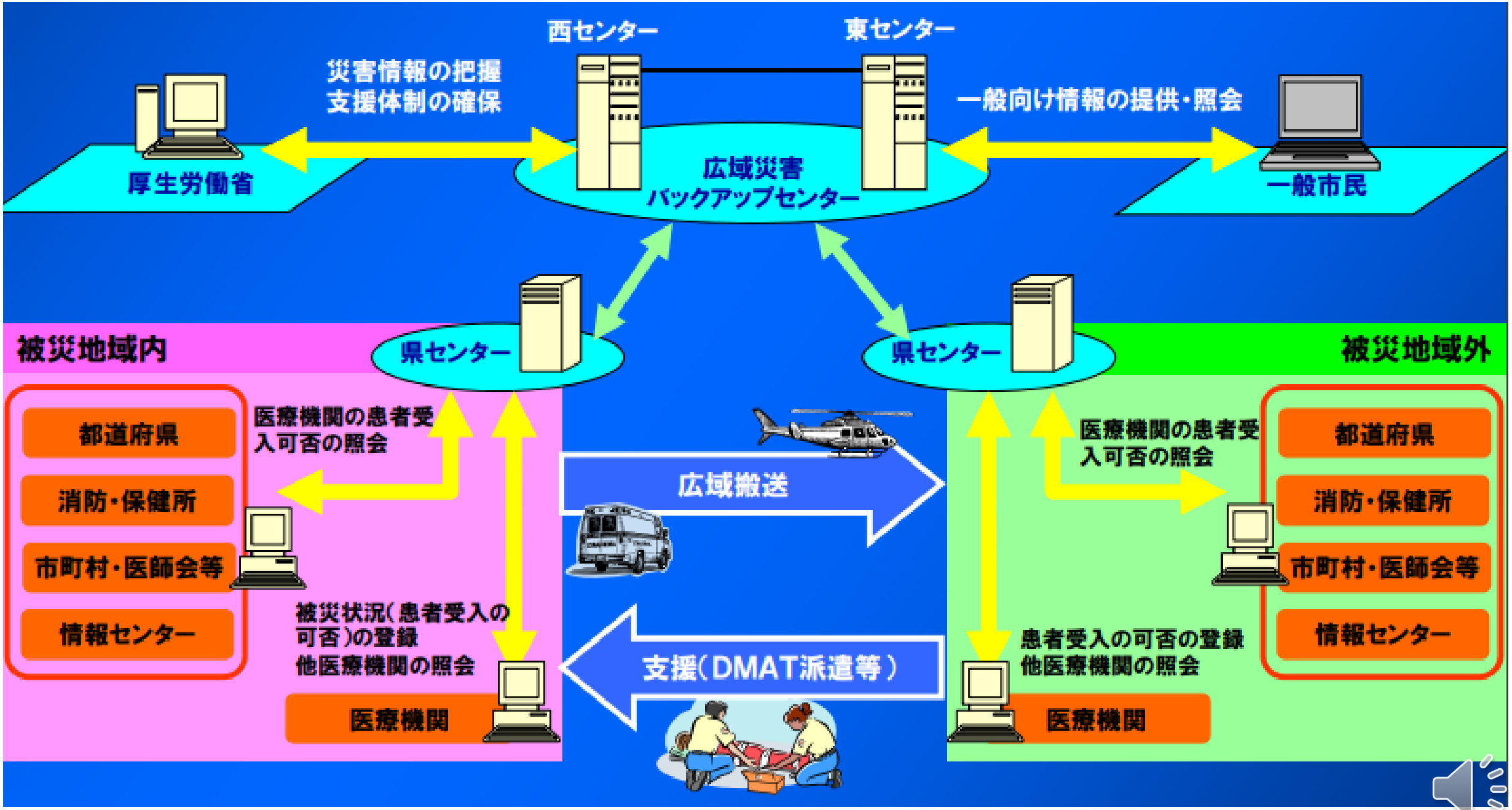

出典：広域災害救急医療情報システム：HOME

EMIS Emergency Medical Information System
広域災害救急医療情報システム

警戒運用中

医療機関検索

予備知識
連絡先
システムについて

災害ライブラリ

災害対策
災害の知識
災害救急リンク集

関係者ログイン

お知らせ　お知らせ一覧

現在、お知らせはありません。

運用状況

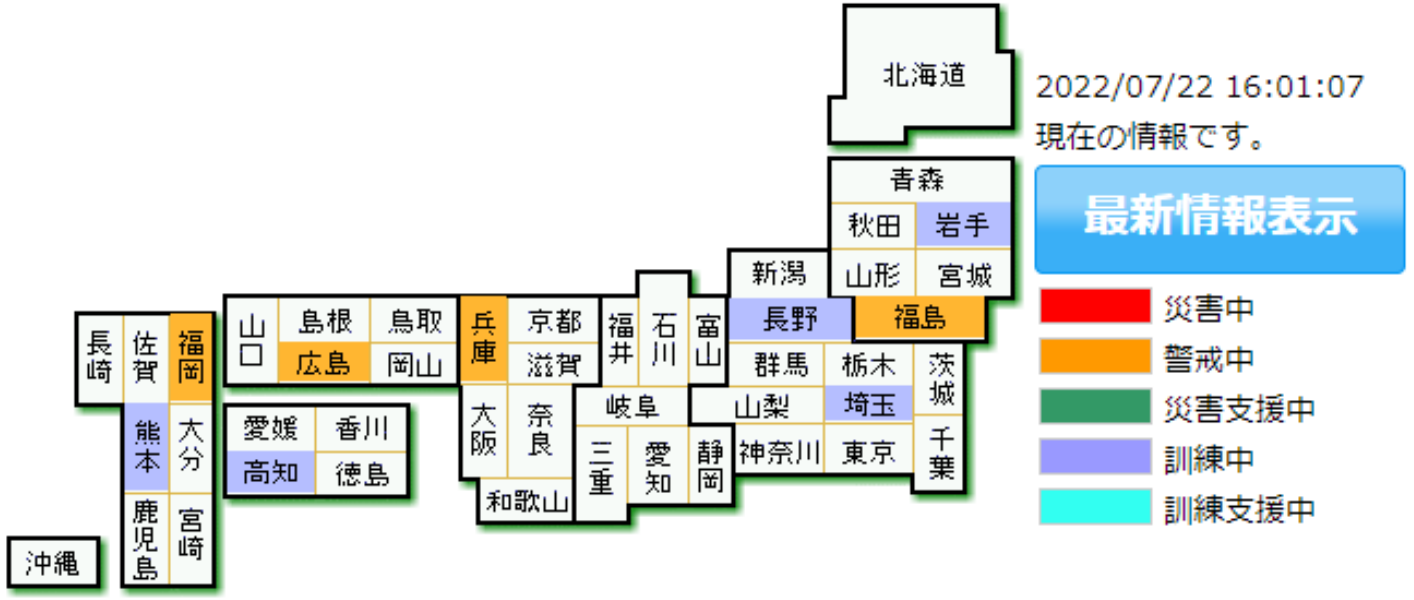

2022/07/22 16:01:07
現在の情報です。

最新情報表示

災害中
警戒中
災害支援中
訓練中
訓練支援中

状況	都道府県	発災/切替日時	メッセージ	支援先/支援要請先	最終更新日時
警戒	福島県	2022/05/24 19:13	原子力警戒配備体制		2022/05/24 19:13:42

出典：広域災害救急医療情報システム：HOME

災害拠点病院

災害時の医療救護活動において中心的な役割を担う病院
＜機能＞

1. 救命医療を行うための高度診療機能
2. 被災地からの重症傷病者の受入機能
3. 傷病者の広域後方搬送への対応機能
4. DMATや医療救護班の派遣機能
5. 地域医療機関への応急用医療資機材の貸出機能

基幹災害拠点病院：
都道府県ごとに原則、 1箇所指定する。
災害医療の中心的な役割を果たし、平時には災害医療に関する訓練・研修機能を担う

地域災害拠点病院：
二次医療圏ごとに原則、1箇所指定する。

京都府が指定する災害拠点病院

基幹災害拠点病院(1病院)	所在地	医療圏
京都第一赤十字病院	京都市東山区	京都・乙訓医療圏 (基幹)

地域災害拠点病院(12病院)	所在地	医療圏
京都府立医科大学附属北部医療センター	与謝野町	丹後医療圏
市立福知山市民病院	福知山市	中丹医療圏
京都中部総合医療センター	南丹市	南丹医療圏
京都府立医科大学附属病院	京都市上京区	京都・乙訓医療圏
京都大学医学部附属病院	京都市左京区	京都・乙訓医療圏
京都市立病院	京都市中京区	京都・乙訓医療圏
洛和会音羽病院	京都市山科区	京都・乙訓医療圏
京都医療センター	京都市伏見区	京都・乙訓医療圏
済生会京都府病院	長岡京市	京都・乙訓医療圏
京都岡本記念病院	久御山町	山城北医療圏
宇治徳洲会病院	宇治市	山城北医療圏
京都山城総合医療センター	木津川市	山城南医療圏

出典：京都府HP「京都府の災害医療体制について」

災害医療に係る保健所機能の強化

厚生労働省医政局長通知（平成24年3月21日）

- 日常から関係機関・団体との連携の推進。地域の実情に応じた対応マニュアルの作成
- ＥＭＩＳに登録し、管轄区域内の医療機関の状況について把握する。当該システムが機能していない場合においては、電話、ＦＡＸ若しくは直接医療機関に出向いて情報把握又は当該医療機関におけるＥＭＩＳ等での情報発信を支援
- 初期救急段階において、自律的に集合した医療チームの配置調整、情報の提供等を行う。そのため、地域災害医療対策会議を迅速に設置できるよう事前に計画を策定すること。
- 災害後のメンタルヘルス、感染症対策等の健康管理活動

保健所では、平時、災害時においてコーディネート機能が十分に発揮できる体制を整備することが求められており、京都市保健所では、令和2年度から京都市域災害医療連絡協議会　を設置・開催しています。

平成28年熊本地震後「初動対応検証レポート」を受けて

大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備について

厚生労働省　大臣官房厚生科学課長、医政局長、健康局長、医薬・生活衛生局長、社会・援護局障害保健福祉部長　通知
（平成29年７月５日）

平成28年熊本地震後「初動対応検証レポート」を受けて医療チーム、保健師チーム等の間における情報共有に関する課題が指摘され、今後、

「被災地に派遣される医療チームや保健師チーム等を全体としてマネジメントする機能を構築する」べきこととされた。

各都道府県における大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備に当たって

保健医療調整本部 を設置することとした。

・保健医療活動チームの派遣調整
・保健医療活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整

熊本地震による課題と要因

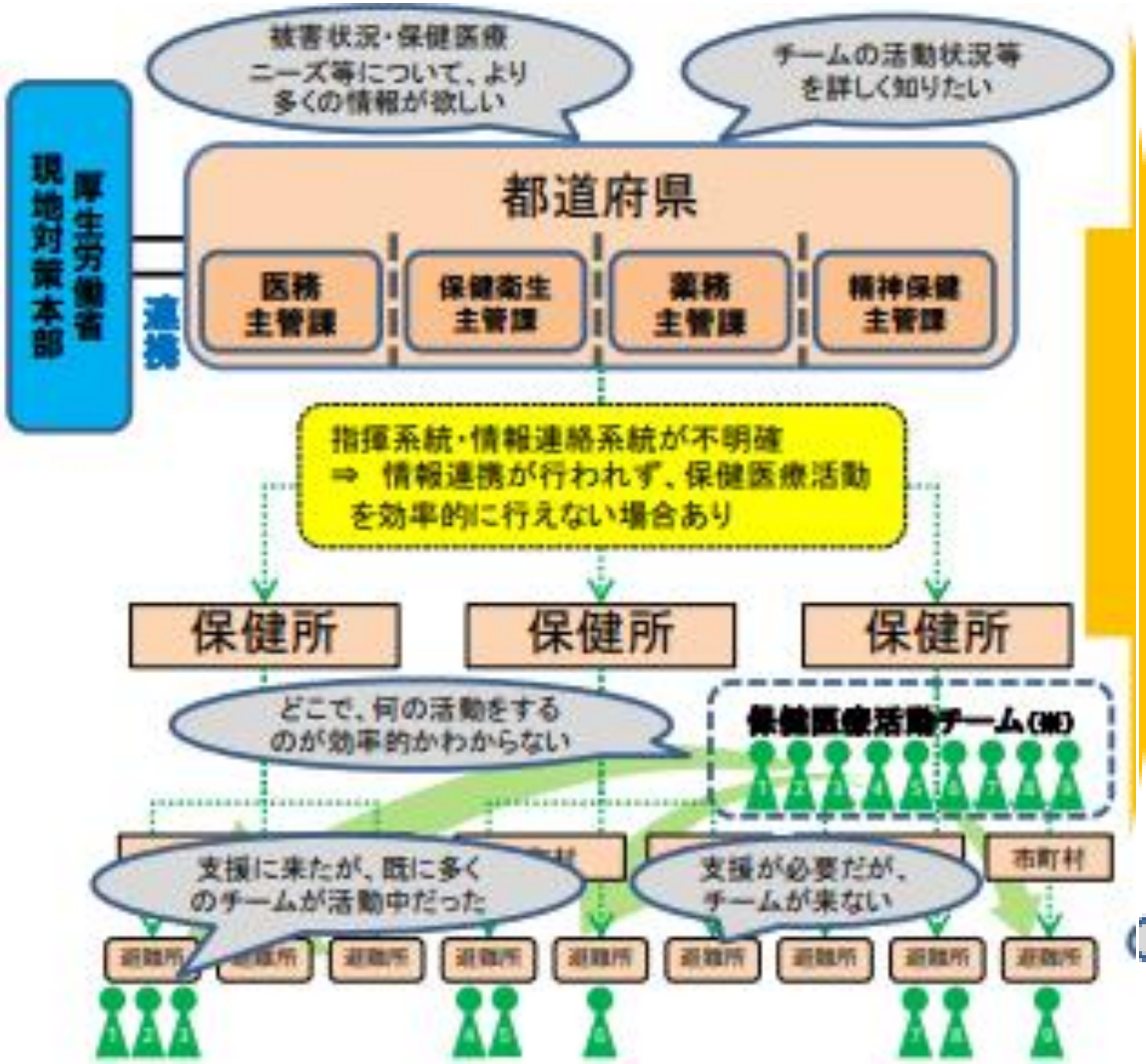

今後の大規模災害時の体制のモデル

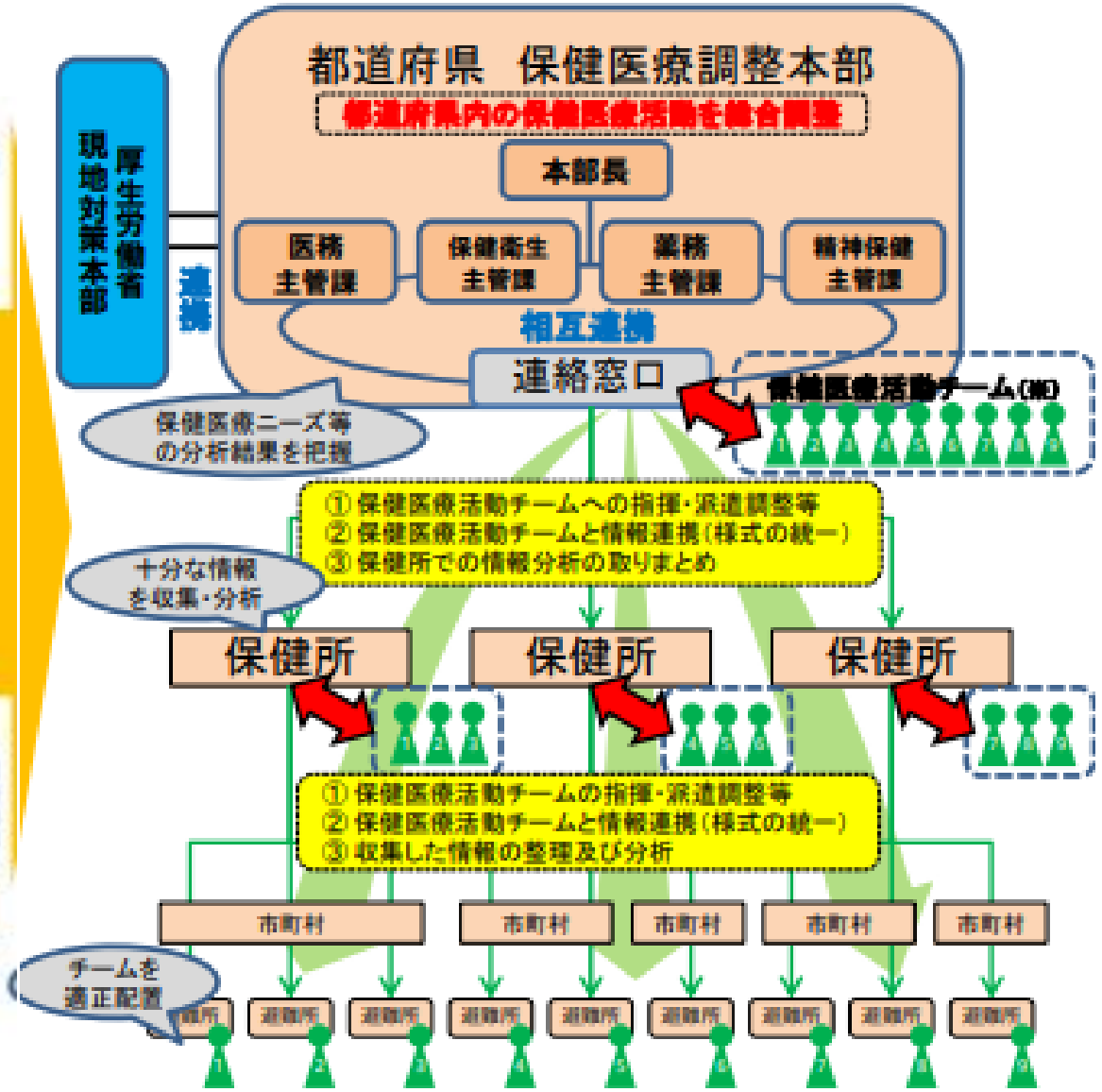

厚生労働省　大臣官房厚生科学課長、医政局長、健康局長、医薬・生活衛生局長、社会・援護局障害保健福祉部長　通知
（平成29年７月５日）

災害急性期の保健所業務

○保健所職員の安否確認、職員の緊急招集
○保健所の被災状況（ライフライン、倒壊等）把握
○連携体制の構築（通信機器の確保、関係機関への連絡）
○災害に関する情報収集、地域の被災状況に関する情報収集
○医療機関の被害状況の把握
・管内の医療機関等の被災状況（ライフライン、倒壊、受入患者状況など）の把握
・EMISへの病院被災状況入力
○避難所状況の把握
・避難所設置場所・数の把握等の初期評価
○ニーズの把握と支援調整
・収集された上記情報の分析とニーズ把握
・ニーズ対応のための関係機関との調整
○支援組織、チームの応援要請及び活動調整
・DHEAT、保健師チームの要請及び活動調整
・医療救護班（地元医師会、JMAT,日赤など）の要請及び活動調整
・保健医療支援組織（DPAT,JRAT,栄養士会等）の要請及び活動調整

出典：2019年度ＤＨＥＡＴ養成研修（基礎編）課題１－１

第2回災害医療等のあり方に関する検討会
資料1　別紙

急性期から中長期にわたる医療提供体制（今後のあり方）案

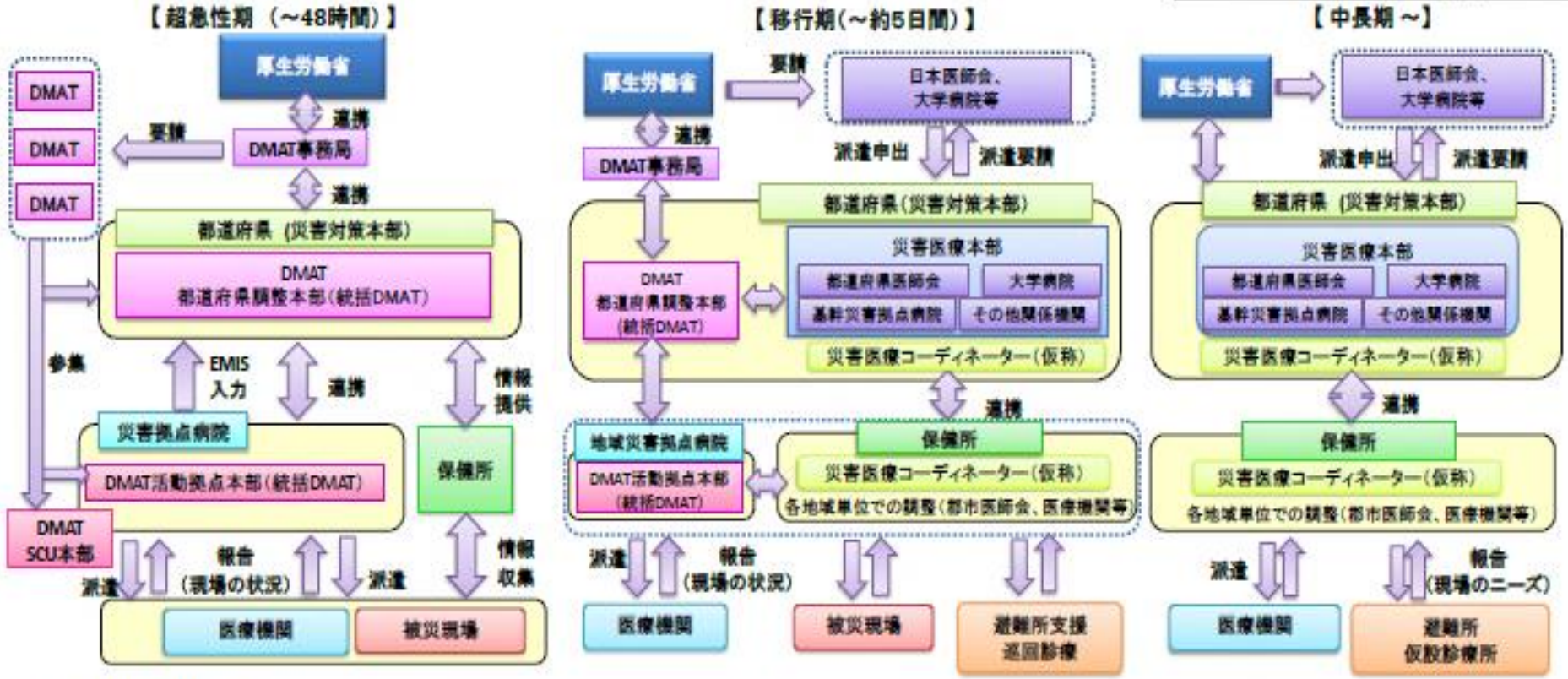

【医療班等の調整窓口】

厚生労働省/DMAT事務局	DMAT事務局、災害医療本部	災害医療本部
	災害対策本部にある災害医療支援本部の本格的な立ち上がりまでDMATも併存	災害医療支援本部が災害医療コーディネーターと連携

【活動する医療チーム等】

DMAT	DMAT、医療チーム（日赤救護班、JMAT、都道府県、大学病院など）	医療チーム等
	DMATの撤収に向け、医療チームに引き継ぎ	医療体制の復旧に向け、地域の医師会と連携

【情報収集】

DMAT、ロジスティックチーム（仮称）、保健所、EMIS、関係機関（消防等）	DMAT、ロジスティックチーム（仮称）、医療チーム、保健所、市町村	医療チーム、保健所、市町村
保健所はEMIS非登録の一般医療機関の状況や被災現場の情報を収集		

【医療物資】

DMAT持参物資・医療機関備蓄	医療機関備蓄、物流の回復	平時の物流